

船舶事故等調査報告書

平成21年10月1日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009神第171号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年6月6日 16時47分ごろ	
発生場所	高知県宿毛湾港大島灯台から真方位223°3, 200m付近	
事故等調査の経過	平成21年6月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 ^{ゆうしん} 勇進丸、13トン KO2-6420（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 第62喜栄丸、6.4トン KO2-2540（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士 B 船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	A 左舷船尾外板にき裂等 B 左舷船首外板に擦過傷等	
事故等の経過	A船は、平成21年6月6日、船長ほか1人が乗り組み、高知県宿毛市大島南西沖合の養殖いけすに係留中、B船は、同6月6日16時30分ごろ、船長が1人で乗り組み、高知県片島港においてドックの修理を終え、同県安満地港に向け航行中、16時47分ごろ、A船の左舷船尾とB船の左舷船首とが衝突した。	
気象・海象	平穏	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船が、適切な見張りを行わず、警告信号を行わなかったものと考えられる。 B船が、適切な見張りを行わず、前路で係留中のA船を避けなかったものと考えられる。
原因	本事故は、A船に係留中、B船が航行中、B船がA船に気付かずA船に向けて航行したため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	